

さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会設置条例（令和3年さいたま市条例第13号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員長の任期）

第2条 委員長の任期は委員の在任期間とする。ただし、委員長が欠けた場合における新たに選任された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

（招集）

第3条 委員長は、委員会開催の日の7日前までに、委員会開催の日時、場所及び協議の事項を委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

（代理）

第4条 条例第4条第2項第2号に規定する市職員につき、任命された委員に事故があるとき、又は委員が欠けるときは、当該委員の職務を代理し、又は補佐する者は、議事に参与し、又は決議の数に加わることができる。

（会議録）

第5条 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- （1）委員会の日時及び場所
- （2）出席した委員
- （3）審議の経過等

2 会議録には、委員長の指名した2人以上の委員が署名しなければならない。

（その他）

第6条 この規定に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。